

広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（骨子案）

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

現行の広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「基本計画」という。）の計画期間が令和6年度で終了することから、現行の基本計画における施策の実施状況や目標の達成状況の評価を行うとともに、国の廃棄物政策の動向や社会情勢の変化を踏まえ、新たな計画を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定する法定計画であり、国の法律・計画や県の「広島県廃棄物処理計画」、本市の「広島市総合計画」、「広島市環境基本計画」等との整合を図り、長期的・総合的な視点から、本市における一般廃棄物処理の方針を示す計画である。
また、食品ロスの削減の推進に関する法律及び広島市食品ロス削減推進条例に基づき策定する食品ロス削減推進計画は、「ごみの発生抑制・排出抑制」に資するものであり、基本計画と関連が深いことから、基本計画の中に位置付け、一体のものとして策定する。

第2章 ごみ処理の現状

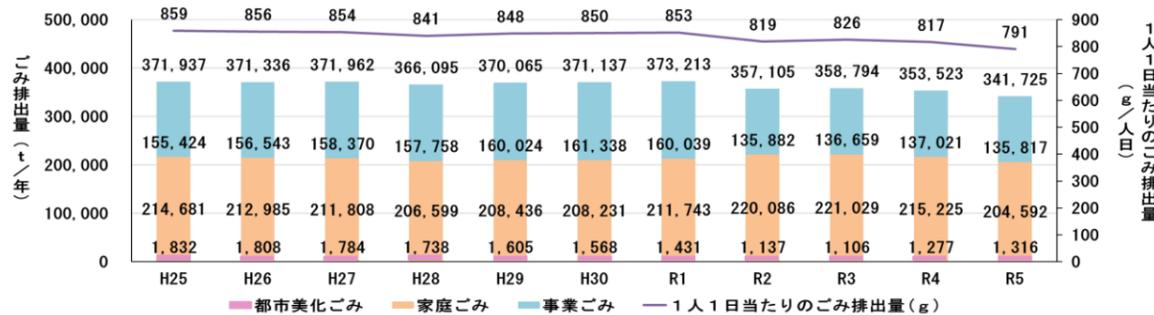
1 ごみの減量とリサイクルについて

(1) ごみ排出量の推移

ア ごみ排出量の推移

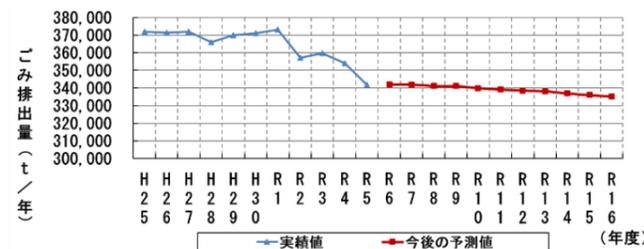
ごみ排出量は、現行の基本計画の基準年度である平成25年度から令和元年度までほぼ横ばいで推移していたが、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、家庭ごみは外出自粛による巣ごもり消費により増加した一方、事業ごみが事業活動の縮小により大きく減少したことに加え、玖谷埋立地で受け入れていた産業廃棄物（廃プラスチック類）の受入れを停止し、民間業者での処理に移行したことなどで全体としてのごみ排出量は減少し、その後も減少傾向となっている。
また、1人1日当たりのごみ排出量は、平成25年度以降、緩やかな減少傾向となっており、令和5年度は791gと、基準年度である平成25年度と比較して68g減少している。

ごみ排出量の推移



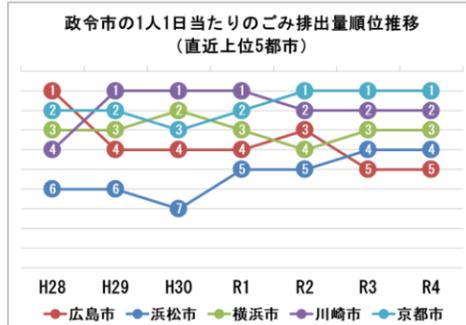
(参考: ごみ排出量の将来推計)

令和5年度の1人1日当たりの家庭ごみ排出量に推計人口を乗じるなどにより、ごみ排出量を推計したところ、人口減少等により緩やかな減少傾向になると考えられる。



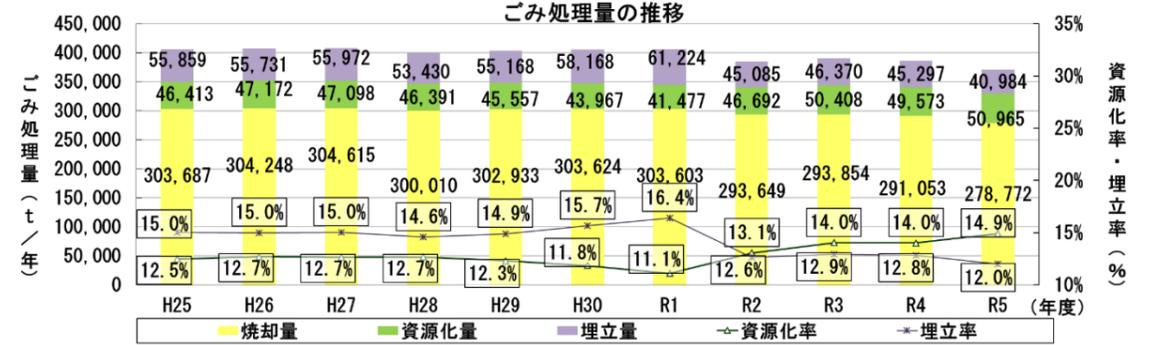
イ 1人1日当たりのごみ排出量政令市比較

国の実態調査の結果によると、本市の市民1人1日当たりのごみ排出量は平成28年度まで12年連続で政令指定都市中最少であったが、平成29年度に少ない方から4番目となり、令和4年度は、ごみ排出量は前年度よりも減少したものの、政令市の中では少ない方から5番目と一つ後退した。



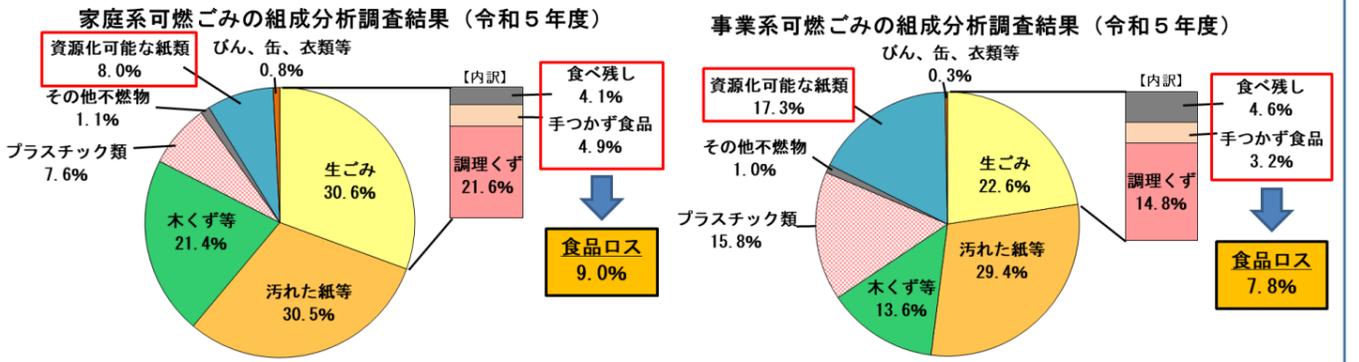
(2) ごみ処理量等の推移

ごみ処理量のうち、焼却量は、令和元年度まではほぼ横ばいで推移していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた令和2年度に約1万t減少し、令和5年度は更に約1万t減少した。
資源化率は、平成26年度から令和元年度まで低下傾向であったが、令和3年度に資源ごみの持ち去り行為を条例で禁止したことなどにより資源化量が増加したこともあり、ここ数年は上昇傾向となっている。
埋立量は、令和2年度に事業系プラスチックごみ及び産業廃棄物（廃プラスチック類）の玖谷埋立地での受入れを停止したため減少し、その後はほぼ横ばいで推移しており、令和5年度は約4.1万tとなっている。



(3) 可燃ごみの組成分析調査結果

令和5年度のごみ組成分析調査の結果によると、可燃ごみの中に資源化可能な紙類が、家庭ごみには8.0%、事業ごみでは17.3%の割合で含まれていた。また、生ごみに含まれる食べ残しや手つかず食品といった食品ロスは、家庭系可燃ごみには全体の9.0%、事業系可燃ごみでは全体の7.8%の割合で含まれていた。

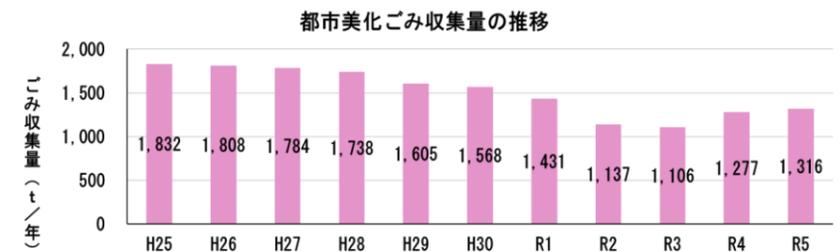


※ 中工場・安佐南工場において、搬入された可燃ごみを仕分けし、その分類ごとの割合を算出している。「家庭系」は2台の収集車両から100kgずつ計200kgの調査を1回とし、各工場で年2回実施しており、「事業系」は4台の収集車両から50kgずつ計200kgの調査を1回とし、各工場で年2回実施している。

2 まちの美化について

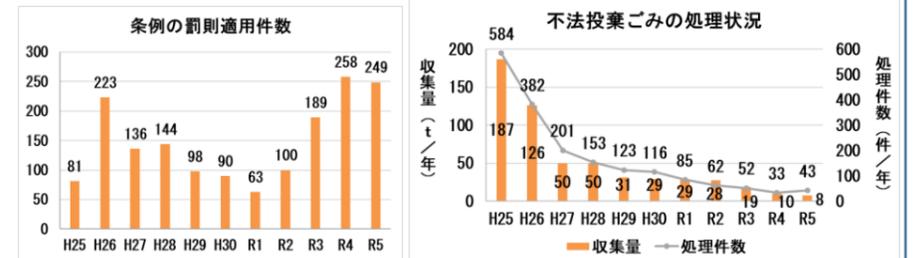
(1) 都市美化ごみ収集量の推移

町内会や市民ボランティア等による清掃活動により収集された都市美化ごみの収集量は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動の中止を余儀なくされたこともあり、令和2年度、令和3年度は減少したが、令和4年度以降は、活動が再開され始めたことから増加に転じている。



(2) ばい捨てや不法投棄の状況

広島市ばい捨て等の防止に関する条例の罰則適用件数は令和元年度まで減少傾向であったが、令和2年度に増加に転じ、それ以降は増加傾向にある。
不法投棄ごみの処理件数及び収集量は、減少傾向にあるものの、一定量の不法投棄がなされている状況にある。



第2章 ごみ処理の現状

3 現在のごみの分別区分・収集運搬体制について

(1) ごみの分別区分と収集方法等

家庭ごみは、次表のとおり分別・収集し、市の焼却施設や資源ごみ等選別施設、大型ごみ破碎処理施設、最終処分場などで処理を行っている。

また、事業ごみは、次表のとおり分別・収集し、このうち可燃ごみ、プラスチックごみ、不燃ごみについては、原則として事業ごみ有料指定袋を使用し、市のごみ処理施設で受け入れている。

こうした中、家庭ごみの収集は、ごみステーションの設置場所やその維持管理に係る住民間での理解が得られないケースがあることや、高齢化の進行などにより、戸別収集箇所数が増加傾向にあり、収集運搬の非効率化が進んでいる。また、今後、認知症高齢者の増加等により、ごみ出しができなくなる高齢者等が増加し、戸別収集では解決できないケースが増えていくものと思われる。

ア 分別区分等

(家庭ごみ)					(事業ごみ)				
区分	主な品目	収集回数	収集方法	収集主体	区分	主な品目	収集方法等	手数料	
可燃ごみ	生ごみ、再生できない紙くず、木くずなど	週2回	戸別収集	直営・委託	可燃ごみ	生ごみ、再生できない紙くず、木くずなど	・排出事業者による市のごみ処理施設への自己搬入 ・排出事業者が固形状一般廃棄物処理業許可業者に収集運搬を委託（※受け入れる施設により、どちらかの方法でのみ搬入を受け付けている場合がある。）	原則、事業ごみ有料指定袋を使用	固形状一般廃棄物再生処理手数料を徴収
ペットボトル	飲料用、酒類、しょうゆなどのペットボトル	週1回(同日)	戸別収集		プラスチックごみ	包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類			
リサイクルプラ	袋類、ネット類、カップ類などの容器包装プラスチック	月2回	戸別収集	委託	不燃ごみ	傘や文具などプラスチックと金属の複合品など(小型家電を除く。)	固形状一般廃棄物再生処理手数料を徴収	固形状一般廃棄物処分手数料を徴収	
その他プラ	ビデオテープ、プラ製ハンガー、ぬいぐるみなど	月2回	戸別収集		資源ごみ	OA古紙、新聞、雑誌、段ボールなど			
不燃ごみ	陶磁器類、小型家電など	月2回	戸別収集	委託	大型ごみ	木製の家具類及び天然繊維製品	民間ルートで再生処理	-	
資源ごみ	紙類、布類、金属類、ガラス類	月2回(同日)	戸別収集		その他資源ごみ	紙類、金属類、ガラスくず・ビン類、ペットボトルなど			
有害ごみ	乾電池、蛍光灯、体温計(水銀を使用したもの)など	月2回(同日)	予約制・戸別収集						
大型ごみ	家電製品、家具、寝具など、最長の辺の長さ又は最大径が30cm以上のもの	月2回	予約制・戸別収集						

イ 家庭ごみの排出形態の推移



4 現在のごみ処理体制について

(1) ごみ処理施設等

ごみ処理施設等は、次表のとおり老朽化が進行し、今後、建替えや基幹設備の更新が必要となる施設が多くなっている。また、令和6年度をもって玖谷埋立地での受入れを終了し、同年度末頃から、恵下埋立地での受入れを開始する予定である。

ア 焼却施設

名称	所在地	稼働開始時期	処理能力
中工場	中区南吉島	平成16年4月	600t/24h (200t×3炉)
安佐南工場	安佐南区伴北	平成25年4月	400t/24h (200t×2炉)
安佐北工場*	安佐北区可部町	平成2年4月	100t/24h (100t×1炉)

※平成30年度に稼働停止したが、南工場の建替えに伴い、令和4年12月から1炉を再稼働している。

建替中

名称	所在地	稼働開始時期	処理能力
南工場	南区東雲	令和10年度予定	300t/24h (150t×2炉)

ウ 最終処分場

名称	所在地	受入予定時期	廃棄物容量
恵下埋立地	佐伯区湯来町	令和6年度末頃～(約30年間)	約160万m ³
玖谷埋立地【埋立終了予定】	安佐北区安佐町	平成2年4月～令和6年度	約350万m ³

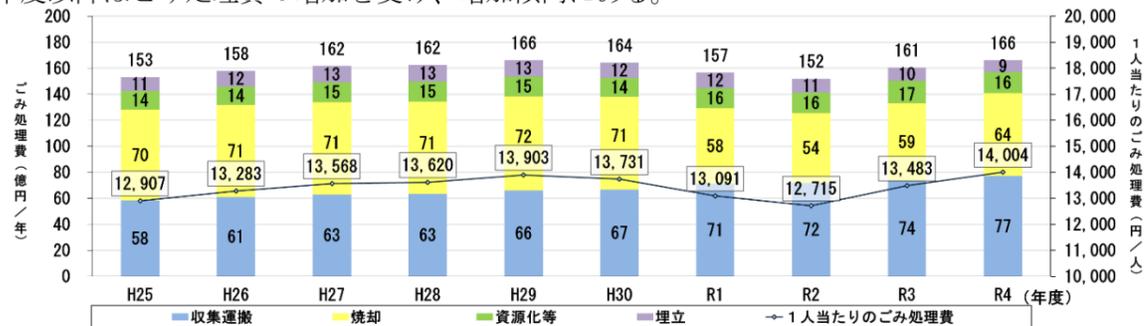
イ その他の中間処理施設等

区分	名称	所在地	稼働開始時期	処理能力
資源ごみ等選別施設	西部リサイクルプラザ*	西区商工センター	平成9年1月	96t/7.5h
	北部資源選別センター	安佐北区安佐町	平成25年4月	70t/7h
	櫛ヶ谷エコテック広島廃プラスチック圧縮梱包施設(民間施設)	中区江波沖町	平成16年4月	80t/12.5h
大型ごみ破碎処理施設	安佐南工場大型ごみ破碎処理施設	安佐南区伴北(安佐南工場に併設)	平成4年4月	116t/日(ただし、処理量は原則100t/日以下とする)
有害ごみ無害化処理施設	野村興産(株)イトムカ鋳業所(民間施設)	北海道北見市留辺蘂町	昭和49年8月	159.24t/日

5 ごみ処理コストについて

(1) ごみ処理費の推移

ごみ処理に係るコストは、平成30年度まで4工場体制で処理していたものを、令和元年度に3工場体制に移行したことから令和元年度に大きく減少したが、人件費などの収集運搬費用が年々増加していることに加え、焼却施設の老朽化に伴う修繕費の増加などにより焼却費用が増え、令和3年度以降は増加傾向にある。また、1人当たりのごみ処理費は、令和元年度に3工場体制に移行したことにより大きく減少したが、令和3年度以降はごみ処理費の増加を受け、増加傾向にある。



第3章 一般廃棄物を取り巻く状況の変化

- 平成27年に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けた環境分野における取組の推進
- 令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応など廃棄物処理における温室効果ガス削減の取組の推進
- 近年頻発している自然災害への対応(廃棄物処理体制の確保等)
- 令和元年4月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」や、令和5年4月に施行した「広島市食品ロス削減推進条例」を踏まえた食品ロスの削減に向けた取組の推進
- 少子高齢化や人口減少などの社会構造の変化、個人の価値観の多様化やライフスタイルの変化など、廃棄物行政を取り巻く環境の変化への対応(廃棄物の適正かつ効率的な処理の推進)

第4章 ごみ処理の現状等を踏まえた課題

ごみの減量とリサイクルについて

- ・環境負荷低減のためのごみ排出量の更なる削減
- ・食品ロスの削減
- ・資源化可能な紙類の分別徹底等による資源化率の向上
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応

【食品ロスの削減】

市の食品ロス削減に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和5年4月に施行した「広島市食品ロス削減推進条例」等の内容を踏まえ、食品ロス削減に関する取組の重点化を図るため、食品ロス削減に関する内容を章立てし、第8章に食品ロスの削減について個別に詳細な事項を記載する。

【プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応】

建替工事を進めている新南工場の供用が開始され、全ての焼却工場(中、南、安佐南の3工場)において一定量のプラスチックを含む「可燃ごみ」を安定的に焼却できる体制が整うこととなる令和11年度を目標に、「その他プラ」の区分のうち、再商品化対象の製品プラスチックは「リサイクルプラ」の区分に統合して再商品化を行い、それ以外のものは「可燃ごみ」の区分に統合して焼却し、「その他プラ」の区分は廃止する方向で見直しを検討する。

まちの美化について

- ・清掃美化活動の推進
- ・ぼい捨てや不法投棄の防止

分別区分・収集運搬体制について

- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の趣旨を踏まえた家庭ごみの分別区分の見直し
- ・収集運搬の効率化に向けたごみ置き場のステーション化の推進及びごみ出しが困難な高齢者等に対する支援

ごみ処理体制について

- ・ごみ処理施設の適切な維持管理、延命化、整備
- ・自然災害等に備えた近隣自治体との連携の推進
- ・恵下埋立地の適切な運営
- ・玖谷埋立地の跡地の有効活用の検討

ごみ処理コストについて

- ・ごみの減量やリサイクルの推進、ごみ処理や施設運営の効率化などによるごみ処理費用の削減

第5章 次期計画の基本理念と基本方針

1 基本理念

資源が循環して天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される美しく魅力あふれる都市、ゼロエミッションシティ広島の実現を基本理念として掲げ、市民・事業者・本市が一体となって挑戦を続けていく。

『ゼロエミッションシティ広島の実現』

2 基本方針

(1) 市民・事業者・本市が一体となったごみの減量とリサイクルの推進

市民・事業者・本市の三者が相互に協力・連携しながら資源の循環システムの構築やごみの減量・リサイクル（3Rの取組）に積極的に取り組むことにより、循環型社会の形成を更に推進する。



(2) ごみのないきれいなまちづくりの推進

市民が広島に愛着や誇りを持ち、来広者がまた来てみたい、住んでみたいと感じる「世界に誇れるまち」の実現を目指して、市民が主体となったボランティア清掃の定着や、来広者が快適に過ごせる環境づくり等を推進する。



(3) 分別区分・収集運搬体制の再構築

少子高齢化や社会情勢の変化、多様化する市民ニーズや国の法制度等に適切に対応し、ごみの適正処理や市民サービスの向上を図る。



(4) 安定的なごみ処理体制の確保

ごみ処理施設を適切に管理・運営するとともに、施設整備を計画的に進め、ごみ処理過程において環境負荷の低減とコストの削減を実現しつつ、災害に強く安全で安定したごみ処理体制を構築する。



(5) ごみ処理コストの削減

ごみの減量・資源化やごみ処理体制の効率化などにより、ごみ処理費用の削減を図る。



第6章 計画の目標と計画期間

1 計画期間と目標年度

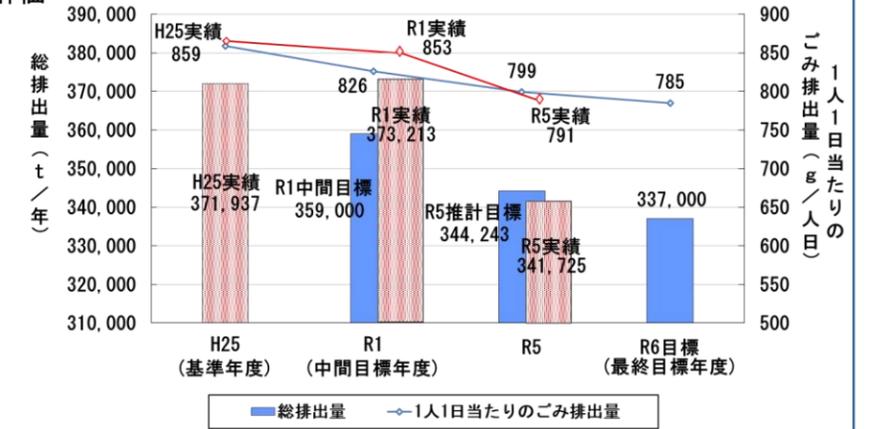
令和7年度～令和16年度（中間目標年度：令和11年度、最終目標年度：令和16年度）

2 現行基本計画の各目標の達成状況及び評価

(1) 各目標値の達成状況

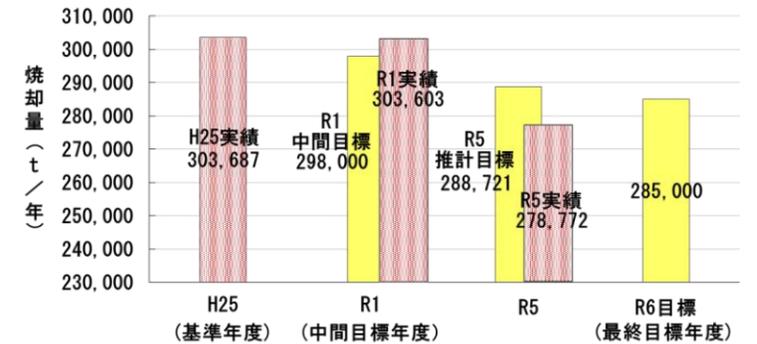
ア 排出量

令和5年度のごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量は、それぞれ341,725t、791gと令和5年度の推計目標値を達成している。



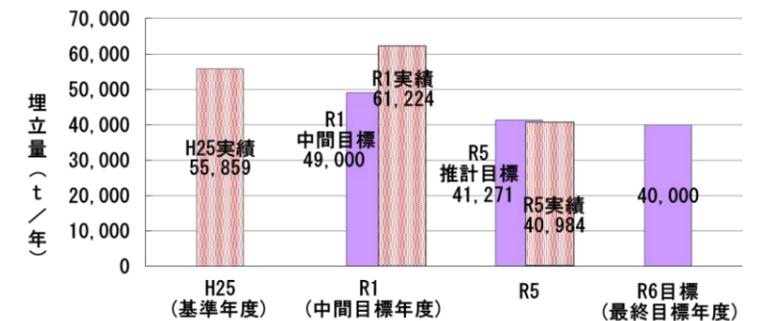
イ 焼却量

令和5年度の焼却量は278,772tと、令和5年度の推計目標値を達成している。



ウ 埋立量

令和5年度の埋立量は40,984tと、令和5年度の推計目標値を達成している。



(2) 目標達成状況の評価

上記(1)のとおり、各目標について、それぞれ令和5年度の推計目標値を達成しており、現行基本計画の初年度である平成27年度から最終目標年度である令和6年度に向けて、ごみの減量とリサイクルの推進に向けた各施策の成果が着実に上がっているものと考えられる。

3 新たな基本計画策定に向けた目標の見直し

基本理念に掲げる、ごみを可能な限りゼロに近づけ環境への負荷を極めて小さくするゼロエミッションシティを実現するためには、ごみの発生を極力抑制するとともに、発生したごみについて、これまで焼却していた製品プラスチックを資源化するなど可能な限り資源として有効的に循環利用することが重要となることに鑑み、新たな基本計画では、現行基本計画の3つの目標に加えて、「資源化率」を目標として新たに設定する。

第6章 計画の目標と計画期間

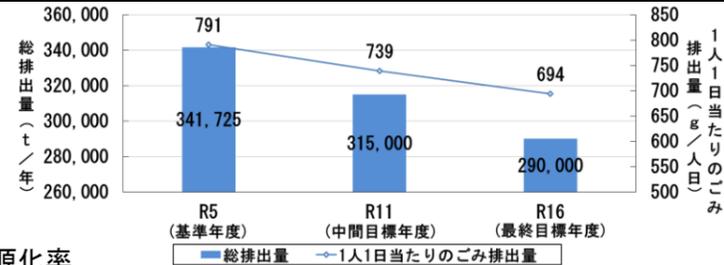
4 新たな基本計画の目標

① 排出量（1人1日当たりのごみ排出量）※

国は、令和7年度に平成24年度比で一般廃棄物の排出量を約16%削減する目標を設定しており、単年度当たりの目標は約1.23%減となる。本市においては、令和5年度を基準に市民・事業者・本市が一体となって、計画期間中、国の目標を上回る単年度当たり1.5%の削減を目指すこととし、目標値を設定する。

※食品ロス削減推進計画において別途定める食品ロス削減の目標値を加味した数値である。

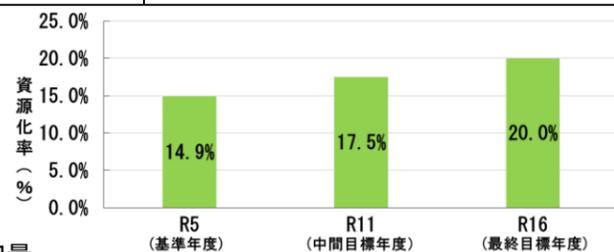
目標① 排出量	総排出量を290,000 t/年以下にする（約15%減） 1人1日当たり694g/人日以下にする
---------	---



② 資源化率

現在、焼却処分しているリサイクル可能な製品プラスチックと紙ごみを全て資源化した場合、総排出量に対する資源化量の割合は、約20%となることから、これらも全て資源化することを目指すこととし、目標値を設定する。

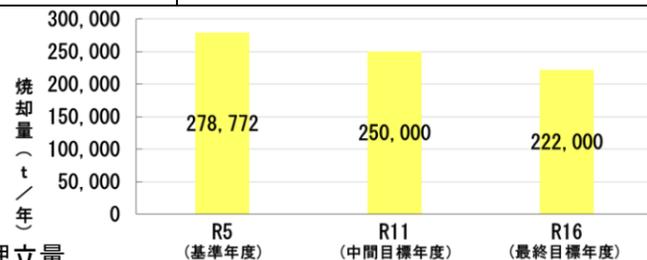
目標② 資源化率	資源化率を総排出量の20%以上にする
----------	--------------------



③ 焼却量

災害の発生や突発的要因による焼却施設の停止などのリスク、ごみの広域処理体制の構築を想定しつつ、安定的な焼却体制を維持することを目指すこととし、目標値を設定する。

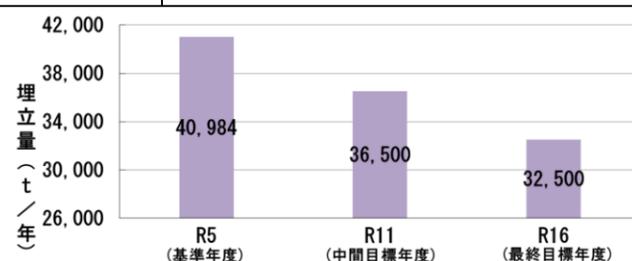
目標③ 焼却量	焼却量を222,000 t/年以下にする（約20%減）
---------	-----------------------------



④ 埋立量

環境負荷の低減や循環型社会形成の観点から、ごみの減量・資源化を推進することにより、埋立量を約20%削減することを目指すこととし、目標値を設定する。

目標④ 埋立量	埋立量を32,500 t/年以下にする（約20%減）
---------	----------------------------



第7章 目標達成に向けた取組

1 市民、事業者、本市の役割

(1) 市民の役割

- 一人一人がごみの排出者としての自覚・責任を持ち、主体的にごみの減量、リサイクルに取り組む。
- 資源物の集団回収やボランティア清掃など、地域での活動に積極的に参加・協力する。

(2) 事業者の役割

- 製品やサービスの生産・流通・販売等の各段階でごみを発生させないよう配慮する。
- 再生利用しやすい製品の開発・製造、拡大生産者責任に基づく使用済製品の回収やリサイクル、適正処理に努める。
- 排出者責任に基づき、ごみを出さない事業活動やリサイクル、ごみの適正処理を行う。

(3) 本市の役割

- 率先してごみを出さない事業活動を推進する。
- 市民・事業者のごみ問題や環境問題に対する関心と具体的な行動を喚起するとともに、自主的な取組を支援・促進する。
- 環境負荷の低減を念頭に、災害に強く、効率的で安定したごみの収集運搬・処理体制を維持する。
- 新たなリサイクル技術等の研究やモデル事業の実施などにより、様々な分野・業種が連携した資源循環型の社会システムを構築する。

2 施策展開

(1) 市民・事業者・本市が一体となったごみの減量とリサイクルの推進

ア 家庭ごみ対策

- 使い捨てプラスチックの排出抑制
- スーパーマーケット等における店頭回収の利用促進
- 町内会等による資源物の集団回収の促進
- 地域環境指導員の活動支援
- 分別の必要性と方法の周知
- 資源ごみ（紙類）の対象拡大検討
- 不用品のリユース・リサイクルの促進
- 小型家電リサイクルの促進
- ペットボトル等のリサイクル率向上
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応
- 教育部局と連携した環境教育の推進
- 出前環境講座の実施
- 市や民間のごみ処理施設等の見学の促進

イ 事業ごみ対策

- 事業ごみ有料指定袋制度の継続実施
- 事業ごみの減量・リサイクルに関する指導
- 多量排出事業者への指導
- 事業系紙ごみの市焼却施設への搬入規制

ウ 食品ロス削減

- 食品ロスの削減推進計画に基づく施策の実施

エ 国等への働きかけ

- 資源有効利用促進法、家電リサイクル法に基づくメーカー回収の促進
- 容器包装リサイクルの促進
- 廃乾電池、廃蛍光灯等の販売店を通じた回収システムの促進
- ごみを生まない製品開発等の促進

オ その他の取組

- ごみの減量、リサイクルの推進に関する広報の拡充
- 新たなリサイクル技術の調査・研究
- ごみ組成分析調査
- グリーン購入の推進
- 表彰の実施

3 進行管理

(1) 計画の進行管理における基本的な考え方

計画を着実に推進するためには、施策の実施状況や目標の達成状況を定期的に把握・評価し、適宜改善していくことが重要となる。このため、PDCAサイクルに基づき、計画の適切な進行管理を行う。

(2) 毎年度の進行管理

施策の実施状況及び目標の達成状況等を毎年度把握し、進行管理を行うとともに目標を確実に達成できるよう、必要に応じて施策の見直しを行う。また、計画の進捗状況等を市ホームページや広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会等において公表・報告し、市民・事業者と協働して計画を推進する。

(2) ごみのないきれいなまちづくりの推進

- 市内における清掃活動の実施
- 河川、海岸、道路、公園等におけるごみの清掃・回収
- ばい捨て防止の取組の推進
- 不法投棄をされない環境づくりの推進
- 表彰・啓発の実施

(3) 分別区分・収集運搬体制の再構築

ア 分別区分等の見直し

- 家庭系「その他プラ」のリサイクルに向けた分別区分の変更
- 事業系「プラスチックごみ」のリサイクルの推進体制の構築

イ 効率的な収集運搬体制の構築

- 収集運搬体制の再構築
- ごみ置き場のステーション化の推進
- 大型ごみの自己搬入における休日開場の実施

ウ 資源ごみの持ち去り行為防止対策の実施

- 福祉部局と連携したごみ出し支援の実施

(4) 安定的なごみ処理体制の確保

ア 焼却施設の整備等

- 南工場の建替え
- 最終処分場の整備等

イ 最終処分場の整備等

- 恵下埋立地の運営
- 玖谷埋立地跡地活用の検討

ウ その他施設の整備等

- 安佐南工場大型ごみ破碎処理施設の更新
- 西部リサイクルプラザの更新

エ 大規模災害に備えたごみ処理体制の構築

- 災害に対応したごみ処理体制の構築
- 中国ブロックにおける連携等の検討

オ ごみの広域処理体制の構築

(5) ごみ処理コストの削減

- ごみの減量、リサイクルによるごみ処理量全体の削減
- ごみ置き場のステーション化による収集運搬の効率化
- サーマルリサイクルの継続実施
- 老朽化施設の設備更新による延命化
- 埋立量の削減による最終処分場の延命化
- ごみ処理施設等の整備や廃止施設の解体にかかる経費への補助金等の活用

第8章 食品ロス削減推進計画

※別添「食品ロス削減推進計画（骨子案）」参照